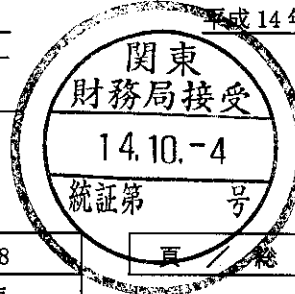
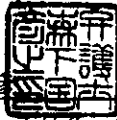


訂正報告書
(法第27条の25第4項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号
X	14	A	500

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 森下 国彦 平成14年10月4日提出
 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー
 住所又は本店所在地 アンダーソン・毛利 法律事務所



第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社 の 名 称	株式会社トーマンエレクトロニクス	会社コード	7558	頁 / 総頁	1 / 1
上 場 証券取引所	① 東京 2 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌				
本店所在地	〒108-8510 東京都港区港南1-8-27				
提出者及び 共同保有者の総数	2名				
提出形態	① 連名 2 その他				

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人	
② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())	
フリガナ (カタカナ)	
氏名又は名称	ジェーエフ・アセット・マネジメント・リミテッド
フリガナ (カタカナ)	ホンコン カイ
住所又は本店所在地	香港、セントラル、コーノート・プレイス 1、ジャーディン・ハウス 47階
事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 森下 国彦
電話番号	03(6888)-1000

平成14年10月2日に提出した変更報告書No.1(報告義務発生日 平成14年9月26日)について、訂正事項がありましたので、訂正報告書を提出いたします。

訂正事項

上記変更報告書No.1において、標記発行会社に対する株式保有率が、平成14年9月20日に直前に提出した大量保有報告書に記載された共同保有率10.13%から1%増加して11.82%となった旨報告いたしましたが、その保有率の増加を算出する根拠となった標記発行会社の発行済株式総数を本来8,087,000株であったところ7,387,000株と取り違え、正しい発行済株式総数で計算すると平成14年9月26日現在の保有率は10.79%であり、これは前回報告した10.13%から1%増加しておらず、本件変更報告書の提出は不要でした。このため、平成14年10月2日付で提出した本件変更報告書No.1を取下げます。


POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that JF Asset Management Limited, a corporation with its principal office at 47th Floor, Jardine House, 1 Connaught Place, Central, Hong Kong (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Tsuyoshi Nagahama and Kunihiko Morishita, Attorneys-at-Law, of Anderson Mori with offices at Izumi Garden Tower 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities and Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 11th day of July, 2002.

For and on behalf of
JF Asset Management Limited


Ken W. M. Tam
Director

(訳文)

委任状

中華民国、香港、セントラル、コーノート・プレイス 1、ジャーディン・ハウス 47 階に本店を有するジェー・エフ・アセット・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士長濱 毅と同森下 国彦を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 副代理人を選任すること。

上記の証として、当社は2002年7月11日、権限ある役員をして本委任状に押印せしめた。

ジェーエフ・アセット・マネージメント
リミテッド

(署名)

ケン・W・M・タム
ダイレクター

委任状

東京都港区赤坂5丁目2番20号赤坂パークビルディングに本店を有するジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）は、東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士長濱 毅と同森下 国彦を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 副代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年9月18日、権限ある役員をして本委任状に押印せしめた。

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・
アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

代表取締役社長
高田 三喜雄 (印)

